

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、多久市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成22年6月22日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成22年6月1日から平成22年9月30日まで
- 3 作業地域 多久市南多久町大字下多久